

川情審査答申第20号
平成25年12月24日

川口市長
岡村 幸四郎 様

川口市情報公開・個人情報保護審査会
会長 馬橋 隆紀

川口市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年5月15日付けで諮問のあった下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

『市長への手紙』に関して、市の業務処理手順等が明記された資料一式（手引きや要綱など含む一切の行政文書）についての部分公開決定に対する不服申立て（情報公開諮問第15号）

答 申

1 審査会の結論

川口市長が行った部分公開決定は、妥当である。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 本件の不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、平成25年3月21日付けで、川口市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、条例上の実施機関である川口市長（以下「実施機関」という。）に対し、「『市長への手紙』に関して、市の業務処理手順等が明記された資料一式（手引きや要綱などを含む一切の行政文書）」の公開を請求した。
- (2) 実施機関は、平成25年4月3日、条例第11条第1項に基づき、申立人の公開請求に係る公文書は「『市長への手紙』の取扱について（通知）」が該当するところ、その中の庁内メールアドレスは、庁内事務作業用メールアドレスであり、一般公開をしていないため公開しないものであり、条例第7条第6号に該当するとの理由で、これを除く部分を公開する決定（以下「本件部分公開決定」という。）をした。
- (3) 申立人は、平成25年5月1日、本件部分公開決定について異議申立てをした。申立人の異議申立ての理由は、次のとおりである。なお、申立人は、実施機関が庁内メールアドレスを公開しないこととしたことについては、異議を申し立てていない。

ホームページでの「市長への手紙」では、「提案については、市長が直接拝見し、関係部局と検討のうえ、市政運営の参考とさせていただきます。回答につきましては、早急に行いますが内容によっては、時間のかかることがありますので、予めご了承ください。」と明記されている。

1-1 市長の処理フローについて

市長の閲覧、市長による関係部局への指示、関係部局の市民への対応につい

ての市長の確認の手順等が明記された資料が一切含まれていないので、これらが明記された資料一式（手引きや要綱など含む一切の行政文書）の公開を請求する。

1-2 無視する場合のフローについて

市長への手紙を無視する場合の手順（市長の確認も含む。）等が明記された資料が一切含まれていないので、これらが明記された資料（手引きや要綱など含む一切の行政文書）の公開を請求する。

- (4) 実施機関は、平成25年5月15日、上記異議申立てについて、条例第16条に基づき、当審査会に諮問した。
- (5) 実施機関は、当審査会の審査に際し、平成25年5月15日付けで理由説明書を提出し、申立人が公開を請求する「1-1 市長の処理フローについて」及び「1-2 無視する場合のフローについて」については、手順等を定めた文書を作成しておらず、資料は不存在である旨説明した。
- (6) 当審査会は、平成25年6月14日に実施機関職員から意見を聴き、同年7月11日に申立人から口頭意見陳述を受けた。

3 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

- (1) 申立人は、異議申立書において、実施機関が公開した公文書には、市長の閲覧、市長による関係部局への指示、関係部局の市民への対応についての市長の確認の手順等が明記された資料一式（手引きや要綱など含む一切の行政文書）（「1-1 市長の処理フローについて」）並びに市長への手紙を無視する場合の手順（市長の確認も含む。）等が明記された資料（手引きや要綱など含む一切の行政文書）（「1-2 無視する場合のフローについて」）が含まれていないとして、それらを公開することを請求している。
- (2) しかし、当審査会が実施機関から聴取し、また、調査した結果によれば、申立人が公開を請求した「『市長への手紙』に関して、市の業務処理手順等が明記された資料一式（手引きや要綱などを含む一切の行政文書）」に該当する公文書

は、実施機関が部分公開をした『『市長への手紙』の取扱について（通知）』のみであり、申立人が公開を請求する上記3(1)記載の公文書（資料）は存在していないものと認められる。

(3) したがって、申立人の異議申立ては理由がなく、本件部分公開決定は妥当である。

以上

平成25年12月17日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長） 馬橋 隆紀

委員 飯塚 肇

委員 田村 泰俊